

令和 7 年 1 月 2 3 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊富町豊富 (重国)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月19日 (第 3 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基本的に農地所有者が耕作し離農者が所有する農地を集落営農組織、及び地域内農業者が耕作しているが、高齢化や後継者に不安を抱えている状況である。中・長期的に持続可能な営農組合の活動方針や担い手確保などの検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来、農地の適切な保全管理が困難となって耕作放棄地などが発生し、地域農業や地域環境が崩壊する恐れがあるなか、個々の農家の自助努力にも限界があることも現実である。個々の農家においては、除草や水管理などできる限り自らの農地の保全にかかわり、できなくなった農作業については集落営農、若しくは担い手に集約していくものとし、持続可能な地域農業を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地において、新たな担い手を確保する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、地権者の同意が得られる範囲で農地中間管理機構に貸付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じ、農作業の効率化を図るため、農地の大区画化・汎用化等について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農組織においては後継者の育成、並びに新たな担い手の確保に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時、情報収集し検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①鳥獣の目撃・被害発生場所等の情報共有を図り、侵入防止柵や捕獲檻の点検体制の充実をめざす。
③効率的な農作業を目指しスマート農業の活用を検討する。